



高齢者問題について

福岡東中学校1年

吉識 壮

最近、高齢者問題のニュースが増えてきています。その中で、ぼくが気になっている問題があります。それは、高齢者の孤立化問題です。現在、六十五歳以上の一人暮らしの人数は、七百万人を上回っています。ぼくのおばあちゃんもその内の一人です。

おばあちゃんは、今年七十九歳ですが、一年前までは家族五人で、車に乗って遊びに行くことができていました。しかし、昨年の三月ごろに、おばあちゃんが糖尿病になつてしまい、今は入院と退院を繰り返しています。おばあちゃんの家にいる時、お父さんとお母さんは、仕事や家の用事でなかなか世話をすることが出来ません。どうしようかと悩んでいた時に、「訪問ヘルパーさんに助けてもらう」

という案ができました。そして現在、二人のヘルパーさんが、おばあちゃんの家に来てくれています。

ヘルパーさんの具体的な仕事は、高齢者や障がい者の自宅を訪問し、食事・排せつ・入浴・家事などの身体介護を行うことです。そして、利用者さんが快適な生活が送れるように、サポートすることです。おばあちゃんの家にも、ヘルパーさんが来て、煮物を作ったり、部屋のそうじやお風呂の見守りなどをしてくれ

ます。その様子を目にしたぼくは、「ヘルパーさんがいるだけで、こんなに家族とおばあちゃんが、安心できるんだなあ。」と実感しました。

月日が流れ、おばあちゃんが、一人で出来ることが少なくなってきました。ヘルパーさん以外にも、だれかの手を借りなければ、生活することが難しくなってきたのです。

そこで、訪問看護師さんにも、おばあちゃんの見守りをお願いすることにしました。訪問看護師さんの具体的な仕事は、自宅を訪問し、病氣の方に応じた看護を行うことです。健康状態の悪化防止や、回復に向けての支援をし、状況によっては、主治医の指示を受け、病院と同じような医

りよう処置もしてくれます。

ある日、夜の一時ごろ、おばあちゃんが、高熱とけんたい感で苦しんでいました。

おばあちゃんの家近くに住んでいる、ぼく達家族がかけつけましたが、どうすることもできません。

「どうしよう。訪問看護師さんに来てもらおうか。」

「いや、でもおそい時間だし、電話して相談だけでもさせてもらおうか。」と、途方に暮れました。

家族の話し合いで、訪問看護師さんに電話をすることに

しました。遅い時間にも関わらず、親切ていねいな対応で、不安を和らげてくれる言葉がけをしてくれました。そして電話を切った後、おばあちゃんの家を訪問してくれました。

夜中にも関わらず、看護師さんが来てくれたのです。看護師さんが来てくれて、心の底から安心したのをよく覚えています。

おばあちゃんは一暮らしですが、近くにぼく達家族がいたり、親せきの家があったりと、いざという時は、助けに行くことができます。でも、誰の助けも借りることができず孤立し、さみしい思いをしている高齢者の方が、たくさんいると思います。小学生のころ、何度か一人暮らしの高

齢者の方に、手紙を書いたことがあります。その時は、「なぜ手紙を書くのだろう。手紙をもらってうれしいのかな。」

と、思いながら書いていました。しかし、今回おばあちゃんが病氣になり、訪問ヘルパーさんと看護師さんに、あたたかく寄りそってもらい、笑顔になるおばあちゃんを見ました。もしかしたら、ぼく達が書いた手紙で、笑顔になった高齢者の方が、いたかもしれないと思いました。

ぼく達の年齢では、高齢者の孤立問題を解決することは難しいです。しかし、困っている人達に「寄りそって、心を軽くすること」は、出来ると思います。そうすることで、もしかしたら、普段悩んでいることを、少しずつ話してくれるかもしれない。

ぼくも、今までのいろんな人達に支えられ、寄りそってもらったことがあります。なので、今度は寄りそう側で、誰かを助けたいと思っています。



福岡西中学校2年 杉本蒼衣



高岡小学校1年 山本 雫



福岡小学校1年 前田眺来

生活科学 センター だより

リボ払いなの？
支払残高が高額に！

知らない間にリボ払いになっていて、利用明細を見ると心あたりのない手数料を取られていたという相談があります。

【事例】

クレジットカードの請求が利用金額より少ないと思っていたが、明細はアプリなので面倒で見えていなかった。新カード移行後に、旧カードの請求が来て残額が150万円以上あることがわかった。申込み時からリボ払いになっていたようだ。

リボ払い（リボルビング払い）とは、クレジットカードの支払い方法の一つで、利用金額や回数に関わらず、あらかじめ決めた一定額で毎月支払いをすることです。月々の

支払を一定額に押さえることができる一方、支払が長期化し、高額な手数料が発生することがあります。仕組みを理解した上で、計画的に利用することが望ましい支払い方法です。



★1回払いのつもりがリボ払いになっていた。なぜ？

次の方法でリボ払いになっていた可能性があります。

①利用時選択型リボ
利用時に、利用者が指定した時だけリボ支払いにする方法。

②自動リボ設定

カード申込み時に設定することで、利用時に「1回払い」と指定しても、自動的にリボ払いになる。設定を解除しない限り、支払いは全てリボ払いに。

③リボ専用カード

あらかじめ支払い方法がリボ払いに限定されているクレジットカードで、支払いは全

てリボ払いになり、他の支払い方法は選択できない。

④後からリボ変更

カード利用後、利用者の申し出により、リボ払いに変更するもの。

★リボ払いの解除をしたのに、翌月もリボ払いが続くのはなぜ？

設定を解除するまでに生じたりリボ払いは、カード会社への返済が終わらないうちは支払残高として残ります。自動リボの設定を解除しただけでは、支払残高は1回にはなりません。このような場合には支払残高の繰り上げ返済を利用する方法もあります。

《意図しないリボ払い》に

よるトラブルを避けるため、カード申込みの際に気をつけたい3つのポイント

【1】規約や表示など説明は最後までよく確認し、内容を理解した上で申し込みましょう。

【2】リボ専用カードは「リボ払い」「リボルビング方式（払い）」「ミニマムペイメント方式（払い）」などと記載されることがあります。リボ専用カードと明示されていない場合もあるため注意し、リボ専用カードかどうかを見分けてみましょう。

【3】自動リボ設定になっていないか確認しましょう。
①リボを選択していないか。
②初期の設定が必ずリボとなるカードではないか。
③リボの解除ができないカードではないか記載内容をよく確認しましょう。

※カードの利用明細をきっかけに心あたりのない手数料に気づき、後日リボ払いと判明したケースもあります。利用明細は毎月必ず内容を確認しましょう。

不明な点がある場合はクレジットカード会社に問い合わせましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、
神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火～金曜日
9時～16時
(月曜日は休館日)

人権標語



田原小学校2年 惣田彩乃

ありがとう 友だちうれしい
大事な言葉
福崎小学校4年 柳瀬このか

みんなだね とともに進もう
今からさ
田原小学校4年 松岡玲良

SOS 言える場所を
作ろうよ
八千種小学校6年 山岡愛依

ありがとう 勇気優しさ
平和の輪
福崎西中学校3年 安積梨愛

還付申告を早く済ませたい人におすすめ！

「スマホ申告限定会場」へお越しください

還付申告（確定申告をすることによって、納め過ぎの所得税の還付を受けるための手続き）については、確定申告期間前でも行うことができるため、申告会場の混雑を避けることができ、非常に便利です。

そこで、町では、申告者の負担軽減と国税に関する電子申告推進のため、今年度から一定の条件に該当する還付申告については「スマホ申告限定会場」を開設（姫路税務署と共催）することとし、職員がスマホ申告入力サポートを行います（※申告者に代わってスマホ入力を行うことはありません）。

⚠️「スマホ申告限定会場」の開設にともない、役場で事前申告はできません。

スマホからの申告にはメリットがたくさん！

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

日時 【第1回】1月27日(月) ①9:30～正午、②13:30～17:00
【第2回】2月7日(金) ①9:30～正午、②13:30～17:00

場所 エルデホール イベントホール

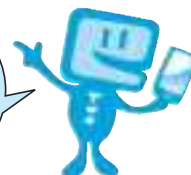
内容 スマホを使った申告

定員 各回50人まで

対象 福崎町に住所がある人で、令和6年分の確定申告（還付申告）をする予定があり、(A)か(B)のいずれかに該当する人

※ただし、お持ちのスマートフォンがらくらくスマートフォンの場合はスマホ申告対応不可。

スマホ申告は自分で
自宅からでもできるよ。
スマホ申告に不安が
ある人は会場に
行ってみよう。



(A) ・令和6年中は給与収入のみで、勤務先で年末調整を済ませている
・確定申告で医療費控除の適用だけ追加したい

(B) ・令和6年中は公的年金収入のみである
・確定申告で医療費控除の適用だけ追加したい

持ち物

- ①マイナンバーカード（本人分）
- ②マイナンバーカード読取対応スマートフォン
- ③パスワード（2種）
 - ・利用者証明用電子証明書（数字4桁）
 - ・署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）
- ④マイナポータルアプリ
 - ※事前にご自身でダウンロードしてきてください。
- ⑤確定申告をe-Taxで提出する際に必要となる利用者識別番号と暗証番号
 - ※過去にe-Taxを利用したことがある人は、「利用者識別番号等の通知」、「ID・パスワード方式の届出完了通知」、「確定申告のお知らせ（はがき）」、過去の「申告書等送信表（兼送付書）」などで確認することができます。
- ⑥令和6年分の源泉徴収票
- ⑦医療費の明細書
 - ※ご自宅であらかじめ医療費の領収書等から「医療費の明細書」を作成しておいてください。
- ⑧還付金振込先（申告者本人名義の口座）の金融機関及び口座番号が確認できるもの（通帳やキャッシュカード）
- ⑨筆記用具

問い合わせ先 税務課（内線344、345）

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします 1月31日（金）まで

償却資産とは、事業を営んでいる個人または法人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等（土地・家屋を除く）のことです。令和7年1月1日現在で償却資産を所有している人は、1月31日（金）までに申告してください。なお、昨年中に資産の増減がない場合も、その旨の申告が必要です。

■申告が必要な人 ◎令和7年1月1日現在、町内で事業を営んでいる個人または法人

◎令和7年1月1日現在、町内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

■申告方法 昨年まで申告をしている人は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。事業を始めて新たに申告をする人は、令和7年1月1日現在所有している償却資産をすべて申告してください。

申告書は12月半ばに送付しています。昨年申告のあった人には申告用紙を郵送していますが、新たに申告する場合や、申告用紙が届かない場合はご連絡ください。

■償却資産の対象となるもの（業種別の例）

共 通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、舗装路面、駐車場設備など
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、梱包機など
飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫など
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機など
不 動 産 貸 付 業	門扉、塀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンクなど

問い合わせ先 税務課 資産税係（内線346）

不動産（土地・建物）の 相続登記申請が 義務化されました

令和6年4月1日から、不動産を相続した場合は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されました。

不動産を相続し、その取得を知った日から3年以内に正当な理由なく相続登記の申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が課されることがあります。令和6年4月1日より前に相続が発生している場合も、令和6年4月1日からは義務の対象となります。

また、円滑な相続登記のために、遺言書を残しておくと便利です。「自筆証書遺言書保管制度」を利用して、遺言書を法務局へ預けておけば、紛失や改ざんの心配なく、スムーズに相続登記ができますので、是非ご利用ください。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

問い合わせ先



相続登記義務化



遺言書保管

神戸地方法務局姫路支局 ☎079-225-1915

確定申告は、自宅から マイナンバーカードで e-Tax！

令和6年分の確定申告は、ぜひ便利な「e-Tax」をご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、確定申告書を作成することができ、作成した確定申告書は、そのままマイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。自動計算されるため、計算誤りがありません。すでに約7割の人が、e-Taxで申告しています。

また、令和7年1月からは、所得税のすべての画面でスマホでも操作しやすい画面となり、スマホ申告がますます便利になります。

さらに、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携すれば、給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができ、より便利に確定申告書の作成ができます。

問い合わせ先 姫路税務署 ☎079-282-1135（代）

ふくさきの 身近な歴史

その1

～福崎の身近にある歴史を掘り起こそう～

福崎町と阪神・淡路大震災

神戸大学大学院人文学研究科 特命講師 井上 舞

平成7年(1995)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源とする兵庫県南部地震が発生しました。地震の規模はマグニチュード7.3、

淡路・阪神間では最大震度7を記録。震源から遠く離れた福崎町でも、震度4を記録しています。

この地震により引き起こされた「阪神・淡路大震災」は、神戸市域を中心に、近畿一帯で建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、液状化現象など、甚大な被害をもたらしました。福崎町でも建造物3棟の一部損壊があったと記録されています(兵庫県ホームページ「阪神・淡路大震災の市町被害数値」)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/pa20_00000006.html

「あの日」から30年が経ちましたが、今でも明け方に不意に襲ってきた地響きと揺れ、そして、地震発生の直後からラジオやテレビが繰り返し伝える、被災地の様子を覚えておられる方もいらっしゃるでしょう。また、通勤や通学ができなくなったり、親戚や知人が被災された方もあったはずです。

福崎町内では幸い、震災による大きな被害はありませんでした。とはいえ、震災の影響が全く無かったわけではありません。当日は、播但線が夜まで動きませんでした。数日後、寸断された神戸線の迂回路として播但線が利用されることになり、多くの臨時列車が投入されました。国道312号線も、救援物資を積み込んだトラックがひっきりなしに行き交いました。

福崎町役場からも、給水車の派遣をはじめとして様々な支援が行われました。また、役場からだけでなく、福崎町

民からも多くの支援物資が集まり、被災地に送られました。近年は阪神・淡路大震災やそれ以降に起こった様々な災害の経験から、発災時の様々な支援についてのしくみが整備されていますが、当時はまだ全てが手探りでした。

下の記事は平成7年3月の『広報ふくさき』です。ここには震災の発生後、町内から寄せられた救援物資や義援金へのお礼が掲載されています。寄せられた救援物資は布団毛布・衣類・日用雑貨・食料・ビニールシートなど、4トントラック11台分。義援金は、約920万円が集まりました。また、炊き出しボランティアへの参加、避難者を受け入れるための公営住宅についても記されています。

翌4月号では、巻頭で地震の特集が組まれ、地震が起こる仕組みや、日ごろの防災行動の重要性が説かれています。また別のページでは、被災地への車の乗り入れ自粛のお願い

も掲載されています。

このように当時の状況や記録をみると、大きな被害こそなかったものの、福崎町もまた、様々な形で震災に関わっていたことがわかります。しかし、町内の被害が少なかったために、福崎町としての震災の記憶は、震災に関わった人々の中のみ留まり、記録としては十分に残っていないように思われます。

阪神・淡路大震災では、これまで震災に関する様々な資料、例えば被災地を写した写真や、避難所に貼られていたチラシ、個人の手記、被災した家具などが、「震災資料」として収集、保全、活用されてきました。また、当時の記憶を記録する活動も継続して行われています。それでも30年という年月が流れる中で、世代交代が進み、震災を経験した世代が退職の時期を迎え、あるいは亡くなってしまふことで、その経験を直接次世代に伝えることが難しい時期がきています。

福崎町が経験した震災の記憶を後世に伝えるためにも、今のうちに当時のことを記録に残していく必要があります。

震災救援活動のお礼

兵庫県南部地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

地震発生の翌朝から、おにぎりの炊き出しに連日ご協力いただいた方々、あたたかい救援物資や義援金をお寄せいただいた多くの住民・企業の方々、被災者の受け入れをお申し出くださった方々、本当にありがとうございました。

町がお預かりした救援物資は布団毛布、衣服、日用雑貨、食料、ビニールシート等々、四トン積トラックで十一台分、義援金は九、二〇九、〇五〇円になっています。被災者の受け入れ状況は、公営住宅等二十人です。(二月二十日現在)

今も、救援活動を続けています。物資は住民課、福祉課、総務課、サルビア会館で、義援金は福祉課、住民課、出納室の各窓口でお受けしていますので、よろしくお願い申し上げます。

(総務課)

『広報ふくさき』平成7年3月号